様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年12月4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しんにっぽんでんこうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　新日本電工株式会社  （ふりがな） あおき やすし  （法人の場合）代表者の氏名 青木　泰  住所　〒103-8282　東京都中央区八重洲１丁目４－１６  法人番号　9010001035003  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 新日本電工グループ　中長期経営計画（2024年～2030年） 2. 新日本電工　統合報告書2024 | | 公表日 | 1. 2023年11月29日 2. 2024年07月01日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上   1. 中長期経営計画（2024年～2030年）   https://www.nippondenko.co.jp/shared/pdf/2024plan.pdf  P9、P18   1. 統合報告書2024   https://www.nippondenko.co.jp/ir/library/annual/  https://ssl4.eir-parts.net/doc/5563/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/158566/00.pdf  P7-P12、P15-P20、P23-P32、P39-P40 | | 記載内容抜粋 | 2030年の「あるべき姿」を「素材と環境で人々の暮らしを支え、より良い未来に向かって挑戦し続ける会社」と定め、その実現に向けた中長期経営計画を策定している。この計画では、成長戦略、収益性の向上と安定化、財務戦略、サステナビリティ関連施策の4つの観点から「あるべき姿」を具現化し、社会課題の解決と企業価値の向上の両立を基本方針としている。デジタルトランスフォーメーションはサステナビリティ施策推進における重要な項目の一つとして掲げ、その推進には、2030年までに40億円規模の投資を計画し、データとデジタルを駆使することにより、最適なモノづくりと新たな価値創造の実現を図るものとしている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は、取締役会報告された公表報告書であることから、社としての意思決定機関による決定に基づいた内容である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 新日本電工グループ　中長期経営計画（2024年～2030年） 2. 新日本電工　統合報告書2024 | | 公表日 | 1. 2023年11月29日 2. 2024年07月01日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上   1. 中長期経営計画（2024年～2030年）   https://www.nippondenko.co.jp/shared/pdf/2024plan.pdf  P9、P18   1. 統合報告書2024   https://www.nippondenko.co.jp/ir/library/annual/  https://ssl4.eir-parts.net/doc/5563/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/158566/00.pdf  P15-P16、P39-P40 | | 記載内容抜粋 | 中長期事業戦略におけるひとつのターゲットとしてデジタルトランスフォーメーションを含むサステナビリティ関連施策の推進を掲げている。  デジタルトランスフォーメーションについては、その推進のため社内体制を整えるとともに、「生産」「業務」「事業」の分野別ロードマップを策定し、各活動テーマを「スマートファクトリー化によるモノづくり競争力強化」「業務効率化による高付加価値業務へのリソース集中」「経営資源の最適配置と新規ビジネス創出」として推進している。  また、原料入荷から出荷までのフローをデジタル化し、入出庫データや操業データを収集し活用することで、在庫削減や操業改善を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は、取締役会報告された公表報告書であることから、社としての意思決定機関による決定に基づいた内容である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 中長期経営計画（2024年～2030年）   https://www.nippondenko.co.jp/shared/pdf/2024plan.pdf  P18   1. 統合報告書2024   https://www.nippondenko.co.jp/ir/library/annual/  https://ssl4.eir-parts.net/doc/5563/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/158566/00.pdf  P32、P39-P40 | | 記載内容抜粋 | 全社DX推進のため「DX推進室」を設置し、企画・推進を統括するとともに、社長を委員長とするサステナビリティ委員会の下、「DXタスクフォース」を組織化し、全社DXの取組みを推進フォローしている。  また、DX推進の基盤強化として人材育成に注力しており、2030年までに総合職の30%を高度DX人材とする目標を掲げ各種教育を進めている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 中長期経営計画（2024年～2030年）   https://www.nippondenko.co.jp/shared/pdf/2024plan.pdf  P18   1. 統合報告書2024   https://www.nippondenko.co.jp/ir/library/annual/  https://ssl4.eir-parts.net/doc/5563/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/158566/00.pdf  P39-P40 | | 記載内容抜粋 | ITシステムやデジタル技術活用環境の整備に向けて、以下のような基盤整備を行っている。  ◆基幹システムの刷新(業務・会計システム)  　ビジネスプロセスの効率化、データ管理の統合、内部統制強化、意思決定プロセスの高速化などを目的に2025年末までに基幹システムを更新  ◆生産DX : 工場の操業高度化  　原料入荷から出荷までのフローをデジタル化し、トレーサビリティシステムの導入を推進。災害に強くセキュリティ性能も高いクラウドベースでのシステムを構築  ◆サイバーセキュリティー  　重要な情報資源を守るため堅牢なサイバーセキュリティを確保。更に従業員に対する教育、訓練を継続 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 新日本電工グループ　中長期経営計画（2024年～2030年） 2. 新日本電工　統合報告書2024 | | 公表日 | 1. 2023年11月29日 2. 2024年07月01日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 中長期経営計画（2024年～2030年）   https://www.nippondenko.co.jp/shared/pdf/2024plan.pdf  P18-P19   1. 統合報告書2024   https://www.nippondenko.co.jp/ir/library/annual/  https://ssl4.eir-parts.net/doc/5563/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/158566/00.pdf  P39-P40 | | 記載内容抜粋 | 現状は人材育成に関する指標及びDX推進への投資について設定している。今後、在庫削減や操業改善について指標を策定するともに、DX推進による増加要員の抑制(生産性向上)などの指標についても明確化を行っていく。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 2023年11月30日 2. 2024年07月01日 | | 発信方法 | 1. 中長期経営計画（2024年～2030年）説明会（書き起こし）   https://finance.logmi.jp/articles/378661  3-6. ターゲット4-サステナビリティ関連施策-DX   1. 統合報告書2024   https://www.nippondenko.co.jp/ir/library/annual/  https://ssl4.eir-parts.net/doc/5563/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/158566/00.pdf  P11 | | 発信内容 | DXについては、中長期経営計画、統合報告書及び年頭あいさつなどの機会を通じて社長自ら発信している。  ■中長期経営計画（2024年～2030年）説明会（書き起こし）  サステナビリティ関連施策のもう1つのテーマはDXです。私どもはデジタル技術を積極的に活用する会社として、どんどん変わっていくことをビジョンに掲げています。具体的には、生産DX、業務DX、事業DXの分野についてシナリオを作成しています。それぞれをフェーズに分け、フェーズ1では主に生産DXと業務DXの分野に積極的に取り組んでいきます。その成果を踏まえたフェーズ2である2027年からの4年間は、事業DXを中心に企業価値の創造につなげたいと考えています。これを実現する上で、人材が大きなポイントになります。全社員のリテラシーを高め、教育をしっかり進めていくとともに、DX推進リーダーやデータサイエンティストを育てていきます。当社の従業員は800名ほどですが、その約1割の80名をDXに精通した人材に育てようと進めています。  ■統合報告書2024  DXによる業務の効率化や省力化を通じて、従業員が担う職務・職責の高付加価値化を目指していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 1. 2022年5月～2022年9月 2. 2024年5月～2024年7月 | | 実施内容 | 1. 社長を委員長とするサスティナビリティ委員会の下で工場を含む全部署へのヒアリングを行い自社課題をまとめDXビジョン、DXロードマップを作成し中長期経営計画へ反映している。 2. IPAによる「DX推進指標」による自己分析を2024年5月～2024年7月に実施している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | サイバーセキュリティ監査:2024年2月～2024年3月  セキュリティ講習会:1回/年（2024年6月）  攻撃型メール訓練:2回/年（2023年9月、2024年3月） | | 実施内容 | 高度なファイアウォールの導入やEDRの導入を通じて、サイバー攻撃からの保護を強化している。  従業員へのセキュリティ教育については、セキュリティについての講習会を年1回、攻撃型メール訓練を年2回実施し、全社的なセキュリティレベルの向上を図っている。  また、経済産業省、独立行政法人 情報処理推進機構が定める「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0」を用い、2024年3月にサイバーセキュリティについて外部監査を受け、監査結果に基づき対策を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。